

活動センターご利用案内（旧八幡市民談話室）

センターは、ボランティアや市民活動に関心のある方、ボランティアや市民活動を行う団体・個人の方がご利用になれます。ご利用にあたっては、本利用案内を遵守してください。

◎センターを利用できる曜日及び時間帯

月曜日～土曜日、午前9時00分～午後8時00分 ※日曜・祝祭日及び年末年始は休館

◎ご利用にあたって

開館時間内であれば、いつでも利用可能です。なお、センターを利用した市民活動団体・個人の方は、備え付けの「ボランティア・NPO活動センター利用報告書」を終了後、必ずご提出ください。

ただし、次に該当する場合は利用できません。

- ・ 営利を目的としていると考えられるとき
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的と考えられるとき
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的と考えられるとき
- ・ 特定の公職（公職選挙法「昭和25年法律第100号」第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することが目的と考えられるとき
- ・ その他、他人に迷惑を及ぼし、又はセンターの設置目的に反する行為があったとき

◎センター利用上の共通ルール

- ◆ 貴重品は、各自で責任を持って管理してください。
センター内での紛失等については、責任を負いかねます。
- ◆ 飲食（アルコール類は除く）は可能ですが、他のお客様のご迷惑にならないようにお願いします。食べ残し等は、必ずお持ち帰りください。
- ◆ 使用後は後片付けを行い、持ち込んだ荷物やゴミ等は必ずお持ち帰りください。
また、机・椅子やその他資機材・備品などは原状復帰をお願いします。
- ◆ 音楽活動は、ご遠慮ください。
- ◆ 利用される方が多い場合は、席を譲り合うなど、ご協力をお願いします。
- ◆ 施設内は、禁煙です。
- ◆ 印刷機（有料）・紙折り機・切断機・パソコンなどを利用する事ができます。
- ◆ 駐輪場の利用は、当館利用者の館内滞在時のみに限られます。
駐輪場利用の際は、事前に1階受付にて「駐輪許可証」を借り受け、自転車等に取り付け、終了後ご返却下さい。「駐輪許可証」の取り付けのない車両等は撤去する場合があります。
- ◆ 駐車場はありませんので、付近の有料駐車場等をご利用下さい。

ご不明な点は、お気軽に職員まで声をかけてください。

市川市市民部 ボランティア・NPO 課